

公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院一般廃棄物収集運搬業務委託に関する制限付き一般競争入札については次のとおりである。

平成30年1月10日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 公立陶生病院一般廃棄物収集運搬業務
- (2) 業務場所 瀬戸市西追分町160番地他
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 業務概要 一般廃棄物収集運搬業務

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- ③ 公告日前日までに、平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「01：建物等各種施設管理」、取扱内容（小分離）「12：廃棄物・リサイクル」、取扱内容（細分類）「01：一般廃棄物処理（収集・運搬）」が登録されている者であること。
- ④ 構成市（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）のいずれかの一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- ⑤ 当院の指定する場所に受託者所有のパッカー車を常駐させること。
- ⑥ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合又は瀬戸市から指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- ⑨ その他関係法令、規則等に違反していない者であること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成30年1月19日（金）に資格確認申請者に対し、一般競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

資格確認申請書の提出期間

- ① 平成30年1月10日（水）から平成30年1月16日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- ② 時間
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ③ 提出書類
資格確認申請書及び 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の（1）③④について確認できる書類（許可証写し等）、（1）⑤について常駐予定パッカー車の自動車検査証（車検証）及び自動車保険証書の写し
- ④ 提出場所
公立陶生病院 総合企画部経営戦略室
- ⑤ その他
(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。
(イ) 提出された書類は、返却しない。

4 設計図書の閲覧・配布

下記の期間、設計図書を閲覧に供する。また、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に対して設計図書を配布する。

- (1) 閲覧・配布期間
平成30年1月10日（水）から平成30年1月16日（火）まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）
- (2) 閲覧・配布時間
午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）
- (3) 閲覧・配布場所
公立陶生病院 管財経理課 施設係（閲覧・配布）
- (4) 設計図書に関する質問
設計図書等の質問は、公立陶生病院管財経理課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は平成30年1月22日（月）午後4時とする。
- (5) 設計図書に関する質問回答

平成30年1月25日(木)午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

平成30年1月29日(月) 午後1時30分

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成30年1月26日(金)までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回(再度入札は4回)とする。

(3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が2人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(消費税抜き)を入札書に記載すること。

8 予定価格等

予定価格は公表しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

(4) 入札書の入札金額を訂正している入札

(5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(7) 記名押印のない入札

(8) 入札書の記載事項が確認できない入札

(9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

1 0 落札者の決定

一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1 1 契約

(1) 契約書作成の要否
必要とする。

1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
- ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 3 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

1 4 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (3) 本契約は、公立陶生病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号を適用するものとする。なお、公立陶生病院組合定例議会において当該契約に係る平成30年度以降の予算額が減額又は削除になった場合は、契約の変更又は解除を行うものである。

1 5 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係
瀬戸市西追分町160番地
電話 0561-82-5153（ダイヤルイン）

公立陶生病院一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

この仕様書は、公立陶生病院から排出する一般廃棄物等の収集運搬業務の委託に関して次のように定める。

1 対象施設

所在地 瀬戸市西追分町160番地
名称 公立陶生病院

2 契約期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 収集運搬する廃棄物の種類及び当院からの予定排出量

収集運搬する廃棄物の種類は、紙くず・ビニール製品・木くず・繊維くず・生ごみ等である。

当院からの排出量は、連休明け等で多い日の排出量は、1日約2,500kg超である。

4 処分場（運搬先）

所在地 尾張旭市晴丘町東33番地の1
名称 尾張東部衛生組合 晴丘センター

5 許可証等の提出

受託者又は受託希望者は、入札時及び業務委託契約締結時に次の書類を提出すること。また、業務委託契約締結時に提出した書類の有効期間等が契約期間中に変更や更新等した場合は、新たなものを速やかに提出すること。

- (1) 構成市発行による一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- (2) 当院に常駐させるパッカー車の車検証及び自動車保険証書の写し
- (3) 当院に常駐させるパッカー車の尾張東部衛生組合への車両届兼検量カード貸与申請書（受付印押印のもの）の写し
- (4) 当院の収集運搬に従事する者（交代要員を含む）の名簿及びその者の運転免許証（裏面を含む）の写し
- (5) 受託者の組織図
- (6) 受託者の契約担当者（責任者）の所属氏名、非常時の連絡体制（当院から連絡する際の電話番号等を記載したもの等）を記載したもの

6 従業員及び従業員名簿等

当病院の収集運搬業務に従事する者（以下「従業員」という。）は、通常において1・2名程度の固定した者とする。ただし、固定した者の休暇・体調不良時等の対応を考慮して、それ以外の交代要員の従業員を用意しておくこと。

従業員は、受託業務開始日から遡って3年以内に運転免許証の免許停止処分以上の処分を受けていない者であること。契約期間中に同様の処分を受けた従業員は、当病院の収集運搬業務に従事する者として適当でない者とする。

受託者は、従業員（交代要員を含む。）全員の氏名等の一覧を業務開始前に提出すること。契約期間中に従業員に変動が生じた場合は、その都度、氏名等の一覧を届け出ること。必要に応じ、確認書類として届け出る従業員の健康保険証の写しや雇用保険被保険者通知書等を提出・提示すること。

また、受託者は、従業員に対して、業務に必要な免許証等の確認を定期的に行い、無免許等の防止を図ること。

当病院が適当でないと認めた者は業務に従事させないこと。

7 収集運搬車輛

受託者は、収集運搬車輛として受託者所有のパッカー車を公立陶生病院構内の指定の場所に年間を通して常駐させるものとする。常駐させるパッカー車は登録された固定の車輛とし、積載容量2,300kg前後で当院の業務に十分な車輛とし、運行時の安全性確保のため、バックモニターが装備されていること。

また、受託者は、車輛に関する尾張東部衛生組合への届出等の事務を行うこと。

常駐させるパッカー車には、「公立陶生病院」の表示をすること。

受託者は、収集運搬車輛の運行に支障のないよう保守・点検・整備等を行うこと。万一、所定のパッカー車が故障等した場合には、当院の業務に影響が出ることのないよう代替車輛の運行等による対応を責任もって行うこと。

収集運搬車輛の運行に要する必要経費（燃料費、保守点検整備費、車検費用、税金、保険費用など）一切は受託者の負担とする。また、必ず自動車保険に加入すること。

8 収集運搬業務

収集運搬日は、日曜日を除く毎日とする。（ただし、年末年始等で搬入先の尾張東部衛生組合が閉庁の場合は除く。）作業時間は、午前8時30分から午後3時00分までの間に必ず実施すること。ただし、当病院の緊急時の対応については、その都度、当病院の指示等に従うこと。

収集運搬の際には当院の集塵室での収集を確認した後、栄養管理部で生ゴミ等の収集を行ったうえで尾張東部衛生組合へ運搬すること。緊急時または臨時に依頼した場合には、その都度その指示に従うこと。（東棟共用開始に伴い、集塵室・栄養管理部は平成30年4月末から5月初旬引越予定で収集場所が変更となります。）

尾張東部衛生組合までの運搬業務は、必ず受託者の社員で行うこと。

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など廃棄物の処理に関する関係法令、尾張東部衛生組合の指示にしたがって誠実に履行すること。

運搬に際しては交通法規を遵守すること。また、運搬中は、ごみが飛散し及び流出しないような措置を講じなければならない。万一、交通事故等が発生した場合は、受託者の責任において処理し解決すること。また、当院の業務に影響が出ることのないよう代替車輛の運行等による対応を責任もって行うこと。

9 非常時・緊急時の対応

受託者は、受託業務中の事故や故障等に即応できる体制を整えること。

事故等の連絡が入ってからおよそ30分以内に当院又は事故現場等に対応のとれる従業員（パッカー車を運転できる等）や代替のパッカー車が到着すること。

このために、通常の業務時間中は入札参加資格名簿に登録されている受託者の本店又は営業所等の連絡先（固定電話）に常に速やかに連絡がとれること。

10 作業報告書

受託者は、毎月1日から末日までの1か月分の処理業務が完了した旨の完了報告書を翌月10日までに当病院に提出すること。

日々の収集運搬業務については、作業（運搬）者氏名、作業時間及びパッカー車の走行距離等を記載した作業運搬日誌により、原則毎日、当病院に報告を行なうこと。

常駐するパッカー車が所定の経路以外を通行した場合及び運搬先及び当病院以外に移動した場合には、必ず行き先、時間及びパッカー車走行距離等を含め、その旨を作業運搬日誌に記載したうえ、必要に応じ口頭で報告すること。

作業運搬日誌は、完了報告書提出時にあわせて提出すること。

11 委託料等の請求等

受託者は、毎月1日から末日までの1か月間の収集運搬費用を翌月10日までに当病院に請求すること。

また、受託者は、尾張東部衛生組合で処理した当病院からの廃棄物の重量に尾張東部衛生組合により定められた単価を乗じて得た金額を、尾張東部衛生組合が発行した「一般廃棄物処理施設使用料の請求」をもって翌月10日までに当病院に請求すること。

12 その他

受託者は、この仕様書を遵守し、信義に従って誠実に委託業務を履行するものとする。また、契約の各条項及びこの仕様書を従業員に熟知させなければならない。

受託者は、「個人情報保護に関する法律」を遵守し、業務上知り得た当病院及び病院利用者や職員等の秘密を他に開示、または漏洩してはならない。契約終了後も同様の義務を負うものとする。

契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、当病院と協議して解決するものとする。